

外国人住民との共生社会実現に向けた調査・施策検討業務委託仕様書

1 業務名称

令和6年度生野区における外国人住民との共生社会実現に向けた調査・施策検討業務委託

2 業務実施の背景と目的

大阪市生野区では、令和5年9月現在、約60の国や地域からなる約28,000人の外国人が暮らしており、その割合は区民全体の約22%と高い比率となっている。とくに歴史的な経緯から韓国・朝鮮籍の住民は約19,000人と、外国人住民のうち67%を占めている。（「住民基本台帳人口・外国人人口」大阪市民政局調べによる）

また近年、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う「特定技能」などの在留資格を有する外国人の受け入れ拡大により、近年はベトナムや中国、ネパールをはじめとしたニューカマーが急増してきている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一時は減少に転じたものの再び増加してきており、今後ますます外国人住民※【以下（外国にルーツをもつ住民を含む）とする】の増加が見込まれる。

このような中、生野区では従前から国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」の実現をめざし、さまざまな事業に取り組んできたところである。しかしながら、急激な外国人住民の増加に伴い、それぞれの文化や習慣の違いからくる様々な課題や問題が寄せられるようになってきており、生活にまつわる課題や支援ニーズは日々多様化・複雑化してきている。そのため、今、生野区の外国人住民に起きている諸課題を洗い出し、今後、日本人と外国人住民がお互いの文化や習慣を認め合い、ともに参画できる地域づくり実現のための支援策や協働による地域コミュニティの創出にむけた政策提言を求めることを目的として事業を実施する。

※（注）外国人住民とは外国にルーツをもつ住民を含みます。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

大阪市生野区等

5 業務内容

(1) 生野区外国人住民意識・実態調査

生野区内に在住する外国人住民の実態と抱える問題を把握するため、「生野区外国人住民意識・実態調査」を実施

① 調査対象・方法

- ・ 生野区内在住の外国人住民と外国にルーツをもつ住民とする。
- ・ 対象者の選定方法・調査手法については企画提案によるものとする。
- ・ 提案内容により、必要に応じて発注者から名簿データ等を提供する場合がある。
- ・ 回答のしやすさ・読みやすさに留意し、オンラインを活用するなど協力が得やすい調査方法とすること。
- ・ 調査を実施する際は、調査内容について事前に発注者と協議のうえ実施するものとする。
- ・ 調査にあたり取扱う個人情報については、大阪市個人情報保護条例に基づき、適切に管理すること。

② 報告書の作成・納品

- ・ データ入力及び集計については速やかに行うとともに、集計結果について公表するものであることを十分に踏まえ、誤りが生じることの無いよう、受注者の責任において十分なチェック体制のもとで行うこと。
- ・ 単純集計及びクロス集計結果から分析を行い、分析内容から読み取れる客観的な事実を簡潔に説明した報告書を作成すること。
- ・ 報告書には調査の概要（調査の期間、調査対象者及び調査対象者数、調査の方法）、回答者数や回答率、回答者の年齢・性別構成・設問項目ごとの結果集計グラフと回答傾向等を踏まえた分析内容を記載すること。
- ・ 報告書原稿作成にあたっては、作成案について、適宜発注者と協議を行うこととし、疑問が生じた場合は適宜発注者に確認を行うこと。
- ・ 集計結果等について発注者に提出を行う際には受注者においてチェックを施したことを証するものをあわせて提出すること。
- ・ 報告書はデータのほか、紙ベース（A4 両面カラー）で3部提出すること。

(2) 共生社会実現に向けた施策案の提言

- ・ 調査結果をふまえ、今後の支援施策のあり方を検討し具体的な支援策案を提言にまとめ、提出すること。

- ・支援策は調査結果内容からその妥当性が説明できるものであること。
- ・提言のための会合等は開催しない。
- ・(1) 生野区外国人住民意識・実態調査 の報告書とあわせた提言書とすることも差し支えない。ただし、上記(1)②で求める報告書内容については網羅又は別途提出すること。

6 実施について

(1) 企画提案にあたっての基本的な考え方

① 生野区の現状をふまえること。

仕様書別紙 参照

- ・生野区の人口(図1)、外国籍人口について(図2)、外国人住民国籍別人員数(図3)、大阪市の国籍別外国人住民数の推移(図4)

(注) 統計上で把握しきれない問題にも目を向けること

- ・生野区での取組み・大阪市での取組み

② 生野区における「異和共生」※の実現に向けた、多文化共生の基本的な考え方をふまえること。

※異和共生

語源は「**異** なったまま、**和** やかに、**共** に **生** きる」状態をさす。

互いの壁を取り払うのではなく、あえて壁を残したまま、互いに壁のすきまから一步、あるいは半歩でも踏み出して、壁と壁の間で一緒にできる事を少しずつ増やしていこう、という考え方。(関西沖縄文庫主宰 金城馨さん提唱)

参考：[生野区将来ビジョン](#)、[令和6年度生野区運営方針](#)

(2) 施策案提案に求める要件

① 外国人住民の高齢化や母語の多様化は喫緊の課題※であり、可及的速やかに優先して実施すべき施策案であること。

※1 長く生野区に居住している外国にルーツをもつ住民は高齢化が進み、それに伴う問題が多く発生している。

※2 新たな外国人住民は国籍が多様化しており、留学生や技能実習生のような単身者、日本で仕事をしている住民が家族を呼び寄せた世帯、日本人の配偶者など様々な家族構成やコミュニティを形成している。

- ② 外国人住民が共生社会の一員として、安心して暮らせる環境づくりに貢献できる施策案であること。

外国人住民の人権尊重の視点と多文化共生社会の実現の思想はもとより、外国につながる市民は地域の一員として地域コミュニティをともにつくる担い手であり、外国につながる市民がもたらす多様性を活力あふれる魅力あるまちづくりにつながるという視点がこれまで以上に重要となっている。

- ③ 生野区の外国人住民に起きている諸課題に焦点をあて、外国人住民との共生社会構築のための行政施策又は公民地域連携施策について提案するとともに外国人住民の増加が日本全体の課題であることを鑑み、他区・他自治体のモデルとなる提案であること。

(3) 実施体制

- ・ 本委託業務を総括する責任者を置き、発注者と常時連絡が取れる体制とすること。
- ・ 本委託業務に必要な資機材は、受注者が用意すること。
- ・ 契約締結後、すみやかに実施計画書（業務内容、全体スケジュール等）を提出すること。

7 成果品の利用及び著作権

- (1) 発注者は、本業務で作成された成果品を期間の制限なく無償でインターネット、印刷物、講演・講習、放送番組などのあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布等）することができるものとする。
- (2) 発注者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受注者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 本業務において作成した成果品等は、発注者に帰属するものとする。受注者は発注者の許可なく使用してはならない。

8 事業報告

委託業務終了後、発注者が指定する方法により委託事業完了報告書を提出すること。

9 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

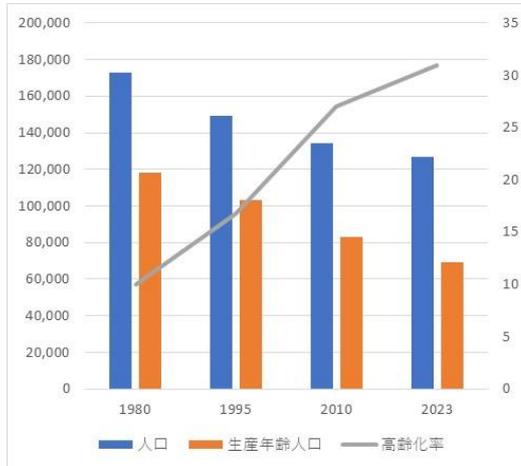
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先等を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 本仕様書は、委託業務の内容及び関連条件の概要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その都度、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとし、委託料の範囲内で実施することとする。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報及び法人情報は、本市に帰属するものとし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）を踏まえて適正に管理すること。
- (3) 民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律等の関連法規を遵守すること。
- (4) 受注者は、従事者が様々な人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。

参考：生野区の現状

人口について（図1）



- ・人口は減少
- ・生産年齢人口は減少
- ・高齢化率は上昇
- ・この傾向は続くと予想される

外国籍人口について（図2）

大阪市各区における外国人住民の比率および増加率

令和4(2022)年12月末日現在

	住民基本台帳人口 A(注)	外国人住民数			比率 (%) (B/A)
		令和3年12月末日 現在	令和4年12月末日 現在B	対前年 増減数	
北区	136,637	5,543	6,128	585	4.48
都島区	105,343	3,234	3,557	323	3.38
福島区	79,199	1,636	1,826	190	2.31
此花区	65,269	1,991	2,359	368	3.61
中央区	112,405	8,615	9,648	1,033	8.58
西区	105,944	4,409	5,126	717	4.84
港区	79,247	3,110	3,499	389	4.42
大正区	62,503	1,697	1,948	251	3.12
天王寺区	81,573	4,578	5,108	530	6.26
浪速区	73,794	8,762	10,257	1,495	13.90
西淀川区	97,337	4,470	4,985	515	5.12
淀川区	181,197	7,234	7,971	737	4.40
東淀川区	171,158	6,778	7,411	633	4.33
東成区	84,985	6,819	7,413	594	8.72
生野区	125,938	26,588	27,480	892	21.82
旭区	89,393	2,151	2,453	302	2.74
城東区	169,828	5,014	5,230	216	3.08
鶴見区	112,177	2,068	2,108	40	1.88
阿倍野区	111,488	3,198	3,785	587	3.39
住之江区	117,991	4,257	4,704	447	3.99
住吉区	151,500	4,488	4,785	297	3.16
東住吉区	131,440	3,807	4,298	491	3.27
平野区	190,366	8,115	8,696	581	4.57
西成区	104,875	10,186	11,785	1,599	11.24
計	2,741,587	138,748	152,560	13,812	5.56

(注)日本人住民数+外国人住民数

※外国人住民の比率が市平均を超過している区を網掛け表示

※市民局作成

- ・外国籍人口は増加
- ・国籍別人数は図3のとおり

外国人住民国籍別人員数 (図3)

大阪市外国人住民国籍別人員数

令和4年(2022)年12月末日現在(人)

	韓国及び朝鮮	中国	ベトナム	ネパール	フィリピン	インドネシア	米国	ミャンマー	タイ	ブラジル	インド	バングラデシュ	その他	合計
北区	1,805	2,558	318	224	141	101	204	24	121	43	105	10	474	6,128
都島区	1,047	1,095	571	143	115	176	62	43	50	24	22	9	200	3,557
福島区	640	648	126	29	66	30	64	14	40	9	30	2	128	1,826
此花区	612	532	559	202	110	30	30	48	25	12	31	29	139	2,359
中央区	2,545	4,466	556	270	524	141	144	48	147	86	94	45	582	9,648
西区	1,160	2,074	528	326	94	130	105	92	68	24	37	42	446	5,126
港区	616	1,131	700	267	262	49	75	68	20	17	25	7	262	3,499
大正区	464	462	503	126	86	15	9	71	18	57	8	32	97	1,948
天王寺区	2,252	1,902	343	78	56	38	86	16	25	17	14	9	272	5,108
浪速区	1,833	4,521	1,937	339	281	289	136	137	75	57	66	59	527	10,257
西淀川区	1,262	863	1,271	268	317	173	23	79	27	179	21	77	425	4,985
淀川区	2,087	2,652	1,489	575	270	130	88	103	60	31	93	9	384	7,971
東淀川区	2,193	2,325	1,252	571	237	180	76	87	83	28	34	29	316	7,411
東成区	4,415	1,249	813	204	124	158	49	56	27	27	37	19	235	7,413
生野区	19,229	3,033	2,995	1,002	217	140	86	139	47	30	46	78	438	27,480
旭区	986	432	329	201	82	54	32	36	52	48	20	36	145	2,453
城東区	2,197	1,503	525	135	158	151	80	61	45	34	27	5	309	5,230
鶴見区	984	577	208	45	77	50	27	27	16	7	3	1	86	2,108
阿倍野区	1,138	1,436	366	206	69	74	78	64	33	10	11	16	284	3,785
住之江区	1,182	1,452	957	152	275	233	32	47	40	71	31	13	219	4,704
住吉区	1,682	1,473	591	280	163	57	53	28	36	36	29	13	344	4,785
東住吉区	1,516	1,317	571	243	192	69	42	33	36	19	11	7	242	4,298
平野区	3,622	2,295	1,623	197	300	95	28	93	54	54	14	35	286	8,696
西成区	3,404	3,402	2,952	711	366	176	48	122	40	36	17	128	383	11,785
計	58,871	43,398	22,083	6,794	4,582	2,739	1,657	1,536	1,185	956	826	710	7,223	152,560

大阪市民政局調べ

国籍別人数上位3区網掛け

大阪市の国籍別外国人住民数の推移（図4）

大阪市の国籍別外国人住民数の推移																						各年12月末日現在（人）																							
	1955年 (昭和30)	1985年 (昭和60)	2001年 (平成13)	2002年 (平成14)	2003年 (平成15)	2004年 (平成16)	2005年 (平成17)	2006年 (平成18)	2007年 (平成19)	2008年 (平成20)	2009年 (平成21)	2010年 (平成22)	2011年 (平成23)	2012年 (平成24)	2013年 (平成25)	2014年 (平成26)	2015年 (平成27)	2016年 (平成28)	2017年 (平成29)	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)																				
韓国及び朝鮮	75,938 (朝鮮)	110,444	94,948 (79.0%)	93,424 (77.2%)	91,541 (75.0%)	89878 (73.7%)	88,528 (72.1%)	86,332 (71.1%)	84,628 (69.6%)	82,928 (68.2%)	80,962 (67.1%)	78,922 (66.0%)	77,547 (65.0%)	75,551 (64.5%)	73,623 (63.3%)	71,760 (61.4%)	70,454 (58.4%)	69,083 (55.1%)	67,741 (51.5%)	66,595 (48.4%)	65,362 (44.8%)	62,568 (43.4%)	60,110 (43.3%)	58,871 (38.6%)	58,081 (34.3%)																				
中国	4,857	5,232	15,389 (12.8%)	17,195 (14.2%)	19,159 (15.7%)	20161 (16.5%)	21,876 (17.8%)	22,832 (18.8%)	24,188 (19.9%)	25,713 (21.2%)	26,835 (22.2%)	27,828 (23.3%)	28,617 (24.0%)	28,554 (24.4%)	28,495 (24.5%)	29,319 (25.1%)	31,144 (25.8%)	33,946 (27.1%)	37,005 (28.1%)	39,547 (28.8%)	43,384 (29.7%)	42,005 (29.1%)	39,551 (28.5%)	43,398 (28.4%)	50,671 (29.9%)																				
ベトナム			294 (0.2%)	345 (0.3%)	393 (0.3%)	447 (0.4%)	493 (0.4%)	596 (0.5%)	730 (0.6%)	882 (0.7%)	875 (0.7%)	882 (0.7%)	960 (0.8%)	1,211 (1.0%)	1,995 (1.7%)	3,124 (2.7%)	5,251 (4.4%)	7,481 (6.0%)	10,439 (7.9%)	13,368 (9.7%)	17,135 (11.7%)	19,186 (13.3%)	19,126 (13.8%)	22,083 (14.5%)	25,073 (14.8%)																				
フィリピン		379	2,191 (1.8%)	2,199 (1.8%)	2,317 (1.9%)	2,499 (2.0%)	2,505 (2.0%)	2,504 (2.1%)	2,591 (2.1%)	2,697 (2.2%)	2,854 (2.4%)	2,882 (2.4%)	2,965 (2.5%)	2,855 (2.4%)	2,936 (2.5%)	3,035 (2.6%)	3,179 (2.6%)	3,400 (2.7%)	3,594 (2.7%)	3,928 (2.9%)	4,215 (2.9%)	4,300 (3.0%)	4,171 (3.0%)	4,582 (3.0%)	4,993 (2.9%)																				
ネパール			83 (0.1%)	93 (0.1%)	120 (0.1%)	133 (0.1%)	158 (0.1%)	197 (0.2%)	238 (0.2%)	266 (0.2%)	308 (0.3%)	395 (0.3%)	444 (0.4%)	517 (0.4%)	616 (0.5%)	711 (0.6%)	859 (0.7%)	1,126 (0.9%)	1,526 (1.2%)	1,877 (1.4%)	2,389 (1.6%)	2,719 (1.9%)	2,955 (2.1%)	6,794 (4.5%)	10,133 (6.0%)																				
米国		348	1,003 (0.8%)	1,057 (0.9%)	1,134 (0.9%)	1,221 (1.0%)	1,298 (1.1%)	1,288 (1.1%)	1,282 (1.1%)	1,244 (1.0%)	1,210 (1.0%)	1,195 (1.0%)	1,242 (1.0%)	1,202 (1.0%)	1,283 (1.1%)	1,332 (1.1%)	1,351 (1.1%)	1,432 (1.1%)	1,496 (1.1%)	1,600 (1.2%)	1,679 (1.2%)	1,602 (1.1%)	1,530 (1.1%)	1,657 (1.1%)	1,739 (1.0%)																				
インドネシア			219 (0.2%)	236 (0.2%)	258 (0.2%)	282 (0.2%)	309 (0.3%)	360 (0.3%)	365 (0.3%)	428 (0.4%)	356 (0.3%)	352 (0.3%)	402 (0.3%)	422 (0.4%)	494 (0.4%)	570 (0.5%)	812 (0.7%)	938 (0.7%)	1,138 (0.9%)	1,350 (1.0%)	1,673 (1.1%)	1,776 (1.2%)	1,767 (1.3%)	2,739 (1.8%)	3,580 (2.1%)																				
タイ		138	649 (0.5%)	672 (0.6%)	668 (0.5%)	733 (0.6%)	756 (0.6%)	781 (0.6%)	804 (0.7%)	861 (0.7%)	890 (0.7%)	891 (0.7%)	945 (0.8%)	891 (0.8%)	905 (0.8%)	893 (0.8%)	951 (0.8%)	1,017 (0.8%)	1,091 (0.8%)	1,137 (0.8%)	1,194 (0.8%)	1,162 (0.8%)	1,076 (0.8%)	1,185 (0.8%)	1,285 (0.8%)																				
ブラジル		27	1,565 (1.3%)	1,518 (1.3%)	1,592 (1.3%)	1,524 (1.2%)	1,476 (1.2%)	1,331 (1.1%)	1,315 (1.1%)	1,369 (1.1%)	1,381 (1.1%)	1,245 (1.0%)	1,123 (0.9%)	1,017 (0.9%)	955 (0.8%)	873 (0.7%)	883 (0.7%)	930 (0.7%)	931 (0.7%)	937 (0.7%)	1,010 (0.7%)	998 (0.7%)	962 (0.7%)	956 (0.6%)	974 (0.6%)																				
インド			266 (0.2%)	315 (0.3%)	324 (0.3%)	348 (0.3%)	397 (0.3%)	451 (0.4%)	476 (0.4%)	510 (0.4%)	502 (0.4%)	507 (0.4%)	516 (0.4%)	502 (0.4%)	476 (0.4%)	476 (0.4%)	496 (0.4%)	532 (0.4%)	617 (0.5%)	633 (0.5%)	757 (0.5%)	714 (0.5%)	688 (0.5%)	826 (0.5%)	961 (0.6%)																				
その他	370	893	3,644 (3.0%)	4,036 (3.3%)	4,557 (3.7%)	4,793 (3.9%)	4,957 (4.0%)	4,743 (3.9%)	4,939 (4.1%)	4,649 (3.8%)	4,569 (3.8%)	4,410 (3.7%)	4,480 (3.8%)	4,438 (3.8%)	4,504 (3.9%)	4,766 (4.1%)	5,164 (4.3%)	5,558 (4.4%)	6,004 (4.6%)	6,495 (4.7%)	7,059 (4.8%)	7,093 (4.9%)	6,812 (4.9%)	9,469 (6.2%)	11,902 (7.0%)																				
総計	81,165	117,461	120,251	121,090	122,063	122,019	122,753	121,415	121,556	121,547	120,742	119,509	119,241	117,160	116,282	116,859	120,544	125,443	131,582	137,467	145,857	144,123	138,748	152,560	169,392																				
								(122ヶ国)	(128ヶ国)	(127ヶ国)	(129ヶ国)	(131ヶ国)	(134ヶ国)	(130ヶ国)	(133ヶ国)	(132ヶ国)	(136ヶ国)	(136ヶ国)	(136ヶ国)	(139ヶ国)	(143ヶ国)	(143ヶ国)	(149ヶ国)	(154ヶ国)	(160ヶ国)																				
※2011年までの数値は外国人登録者数 市民局調べ																																													

- ・外国人住民の増加に伴い、多国籍化（市内154カ国・生野区内約60カ国）
- ・昭和60年に8割を占めていた韓国及び朝鮮籍の住民は4割弱に減少、当時の住民は高齢化が進んでいる。
- ・一方、新たに住民となった多国籍の住民は日本語や生活習慣に苦慮している。特に外国人児童生徒への教育支援については[文部科学省](#)においても課題として認識

参考：生野区の取組み

生野区では従前から国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生のまち」の実現をめざしてきており、多言語による情報提供や相談、「やさしい日本語」の取組み、日本語学習への支援、地域における交流事業などに取り組み、生野区の施策の重要な柱としてきた。

[生野区「やさしい日本語から、つながろう。」](#)

大阪市の取組み

2020年12月「大阪市多文化共生指針」を策定し、①多様な言語・手段による情報提供、相談対応の拡充 ②日本語教育の充実 ③外国につながる児童生徒への支援の拡充 ④災害に対する備えの推進 ⑤健康で安心して生活できる環境づくり ⑥多文化共生の地域づくりの6点を多文化共生施策の基本的な方向性として、全市施策として取組んでいる。

[大阪市多文化共生指針](#)